

| | | |
|-------------------------|--------|----------------------|
| みやぎ都市農村交流 アドバイザー派遣事業 | 事業主体 県 | 所管課班 農山漁村なりわい課 交流推進班 |
|-------------------------|--------|----------------------|

趣 旨

都市と農山漁村との交流や農林漁業体験活動等（以下「交流活動」という。）の開始から実践、継続において発生する課題の解決等を支援するため、交流活動を行う団体等（以下「活動団体」という。）に対して、助言・指導等を行う各分野の専門家等（以下「アドバイザー」という。）として派遣し、地域資源を活用した多様な交流活動の推進を図る。

事業の内容

1 概要

県は、交流活動を支援するため、次の事項に関する助言及び指導を必要とする活動団体に対して、アドバイザーを派遣する。

- ① 農林漁家民宿・レストラン及び農林水産物直売所等の開業や経営改善等に関し、その起業や経営者の資質向上等に必要なノウハウについて
- ② 補助事業等で整備した交流活動に関する施設等の利用の向上や活性化について
- ③ その他、交流活動の推進に必要と認められる事項について
（経営改善，景観づくり，地域デザイン，地域ネットワークづくり，郷土史・芸能，郷土地理・気象，食品開発・生産方式，販売・マーケティング等に関すること）

2 派遣対象者

派遣対象となるのは、交流活動を行う団体等であり、かつアドバイザーへ依頼する助言・指導内容が具体化している者で、県が派遣による効果が見込めると判断したときにのみアドバイザーを派遣する。

3 派遣回数及び指導時間

- ① 1団体につき原則年間3回まで（1回3時間まで）
- ② 活動団体の負担 派遣一回につき1,000円

4 事業実施期間

令和3年度～令和6年度